

J A 富 山 市 の 現 況

(令和6年度富山市農業協同組合ディスクロージャー誌)

富山市農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	2
3. 事業の概況（令和6年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	6
5. リスク管理の状況	9
6. 自己資本の状況	22
7. 主な事業の内容	23

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	37
3. キャッシュ・フロー計算書	38
4. 注記表	39
5. 剰余金処分計算書	63
6. 部門別損益計算書	64
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	66
8. 会計監査人の監査	67

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	69
3. 資金運用収支の内訳	69
4. 受取・支払利息の増減額	69

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	70
② 定期貯金残高	70

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	70
② 貸出金の金利条件別内訳残高	70
③ 貸出金の担保別内訳残高	71
④ 貸出金の用途別内訳残高	71
⑤ 貸出金の業種別内訳残高	71
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	72
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	73
⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	73
⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	74
⑩ 貸出金償却の額	74

(3) 内国為替取扱実績

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高	74
② 商品有価証券種類別平均残高	74

③ 有価証券残存期間別残高	75
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	75
② 金銭の信託の時価情報	75
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	75
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	76
(2) 医療系共済の共済金額保有高	76
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	76
(4) 年金共済の年金保有高	77
(5) 短期共済新契約高	77
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	78
(2) 受託販売品取扱実績	78
4. 指導事業	78
IV 経営諸指標	
1. 利益率	79
2. 貯貸率・貯証率	79
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	80
2. 自己資本の充実度に関する事項	82
3. 信用リスクに関する事項	84
4. 信用リスク削減手法に関する事項	86
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	87
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	87
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	87
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	88
9. 金利リスクに関する事項	89
【JAの概要】	
1. 機構図	91
2. 役員一覧	92
3. 会計監査人の名称	92
4. 組合員数	92
5. 組合員組織の状況	92
6. 地区一覧	92
7. 店舗等のご案内	93
法定開示項目掲載ページ一覧	94

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
 本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

平素より当 J A 事業全般にわたり各段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

令和 6 年度は一昨年引き続き猛暑となり、白未熟粒等による等級の低下が心配されましたが、組合員の皆様の 5 月 15 日を中心とした田植えの実施や登熟期の水管理の徹底等により令和 6 年産米の上位等級比率は前年比 44% 増の 77.2% と大きく回復しました。

一方で、全国的には昨年 8 月頃から米不足が深刻化して「令和の米騒動」と呼ばれる事態となり、米価は大きく上昇致しました。JA 富山市では、主食米の安定供給と生産コストを反映した適正な価格の維持に向けて不作付農地の解消や「富富富」等の高温耐性品種の推進、消費者・流通業者等への理解醸成に向けた活動を進め、持続可能な食料・農業基盤の確立に向け取り組んでいます。

昨年開催されました第 49 回 J A 富山県大会では、大会議案「持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会をめざして」を採択し、「食料・農業への貢献」「組合員のくらし・地域社会への貢献」「健全・強固な経営基盤の確立」「協同組合の役割や価値に対する理解の醸成」の 4 つの枠組みを重点的な柱として取り組むことを決議致しました。この決議をふまえて、今後、地域計画との連携を図りながら、次世代の地域農業の基盤確立に努めることが求められています。

JA 富山市が令和 4 年度から取り組んできた J A 自己改革では、組合員の皆様との対話を中心とした意見交換をもとに担い手の育成や生産拡大、農業後継者問題の解決に向けて取り組んで参りました。令和 7 年度からの中期経営 3 ヶ年間計画ではこれまでの自己改革における成果・課題をもとに新たな自己改革工程表を作成致しました。今後の取り組みを進める中でも座談会や生産部会等を中心としたアクティブ・メンバーシップによる一層の組合員参加のもとで対話による意思反映を図り、協同の力で問題の解決に努めて参りたい所存でございます。

末尾となりますが、組合員各位におかれましては、これまで以上の力強いご支援と温かいご指導を賜りたく、お願い申し上げますと共に益々のご繁栄とご健勝・ご多幸をご祈念申し上げます。挨拶とさせていただきます。

富 山 市 農 業 協 同 組 合

代表理事組合長 高野 諭

1. 経営方針

JA 富山市は持続可能な地域農業基盤と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指すため、創意工夫をこらした取り組みにより自己改革を推し進め、『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて取り組むとともに、「地域に根ざした協同組合」として協同の力による地域の活性化に取り組めます。

基本目標

- I 食料・農業戦略（食料・農業への貢献）
- II くらし・地域活性化・組織基盤強化戦略（組合員のくらし・地域社会への貢献）
- III 経営基盤強化戦略（健全・強固な経営基盤の確立）
- IV 広報戦略（協同組合の役割や価値に対する理解の醸成）

I. 食料・農業戦略（食料・農業への貢献）

- (1) 持続可能な地域農業の実践
- (2) 需要に応じた生産・販売と水田フル活用による生産性の向上
- (3) 生産・販売一体となった農業所得の増大
- (4) 担い手経営体の育成・支援の強化
- (5) 事業継承の支援体制強化
- (6) 「ゆうだい21」「富富富」等実需者ニーズの高い品種の生産拡大と地産・地消運動の推進
- (7) 優良種子の安定生産
- (8) 園芸品目の生産量拡大と新たな生産者の育成
- (9) インショップ及び直売所の販売拡大・生産者の育成
- (10) 牛乳消費拡大活動などによる畜産経営の発展推進
- (11) 有機農業の取り組み推進
- (12) スマート農業等の普及推進による省力化・農業生産コストの低減
- (13) 共同利用生産施設・農業倉庫の更新の計画的な実施

II. くらし・地域活性化・組織基盤強化戦略（組合員のくらし・地域社会への貢献）

- (1) 組合員等のニーズ把握と関係強化
- (2) 総合事業を通じた生活インフラ機能の発揮
- (3) 正組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の強化
- (4) 准組合員の「農」に基づくアクティブ・メンバーシップ強化
- (5) 組合員組織の活性化・盟友の拡大（青壮年組織、女性組織等）

III. 経営基盤強化戦略（健全・強固な経営基盤の確立）

- (1) 持続可能な経営基盤の確立・強化
- (2) 各事業の収支改善の取り組みの着実な実施
- (3) 組合員・利用者から信頼される業務運営の実践
- (4) 経営の健全性確保とガバナンス・内部統制の強化
- (5) 内部管理・コンプライアンス態勢の高度化
- (6) 協同組合らしい人づくり

IV. 広報戦略（協同組合の役割や価値に対する理解の醸成）

- (1) 戦略的な情報発信に向けた広報活動の強化
- (2) 農政運動の強化
- (3) 農業に対する国民理解の醸成と消費者の行動変容
- (4) 准組合員・地域住民への理解醸成
- (5) 地域文化・貢献活動及び食農教育活動等への参加

2. 経営管理体制

◇ 協同組合の特性

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和 6 年度）

令和 6 年度は、水稻作況指数が 99 となりました。

当組合の出荷数は 66,336.0 俵（60kg）で、出荷契約数量 78,472.5 俵（60kg）に対して 84.5%、上位等級比率は 77.2%（前年 33.2%）となりました。

一方、事業の展開では組合員皆様のご理解とご協力を賜りながら計画達成に努力してまいりました結果次のとおりとなりました。

年度末における総資産は 513 億 4,032 万円で、前年度対比 1 億 7,111 万円増加しましたが、当初計画は 2 億 3,366 万円下回りました。

調達面では、貯金残高 453 億 8,823 万円で、前年度対比 2 億 4,666 万円増加しましたが、当初計画は 1 億 2,776 万円下回りました。

運用面では、預金残高 345 億 4,277 万円での資金運用となり、前年度対比 37 億 719 万円の減少となり、当初計画は 6,499 万円上回りました。また、令和 6 年度より有価証券運用として日本国債での運用を行い年度末残高は 37 億 7,133 万円となりました。

貸出金残高は 60 億 4,095 万円で、前年度対比 1 億 2,353 万円減少し、当初計画を 3 億 6,904 万円下回りました。

長期共済新契約高（年金共済含む）は 66 億 5,002 万円で、前年度対比 20 億 2,843 万円減少しました。

購買品供給高は 15 億 5,734 万円で、前年度対比 1 億 3,115 万円減少し、当初計画を 6,055 万円下回りました。

販売品取扱高は 23 億 442 万円で、前年度対比 6 億 1,850 万円増加し、当初計画を 4 億 3,588 万円上回りました。

収支面では、事業総利益 8 億 3,151 万円となり前年度対比 1,546 万円減少し、当初計画を 1,879 万円下回りました。

一方、事業管理費は 8 億 4,963 万円で前年度対比 2,070 万円増加し、当初計画を 663 万円上回りました。事業総利益から事業管理費を差し引くと 1,812 万円の事業損失となり、事業外・特別損益等を加減した当期剰余金は 587 万円で、前年度対比 6,760 万円減少し、当初計画を 646 万円下回りました。

剰余金処分案としまして、自己資本の充実と財務の健全化を図るため、長期安定資金として利益準備金に 200 万円、任意積立金に 687 万円を繰り入れさせていただきますことは、組合員皆様の変わらぬご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

なお、資産査定規程及び金融検査マニュアルの示す基準に準拠し資産（貸出金、経済債権等）の厳格なる自己査定を実施し、不健全債権について内容を精査するとともに、規定に従い適切に個別貸倒引当金、一般貸倒引当金とあわせ総額 1,953 万円を引当金計上しております。

さらに、金融機関の健全性を示すと言われております自己資本比率は、令和 6 年度決算期末において、20.07%（行政庁が示す基準 4%以上、JA バンク自主基準 8%以上）であります。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

（信用事業）

J Aバンクでは、お客様の利便性向上、業務効率化をめざし、インターネットバンキングのPRにつとめ、順調に普及しております。振込・振替はもちろん、税金・各種料金の払込み、住所・電話番号の変更なども、土日祝日などいつでも手続きができます。貯金残高については、令和6年度産米の価格上昇分の入金などもあり、前年対比100.5%の453億8,823万円となりました。貸付金については、農業融資の需要が低迷したこともあり、前年対比98.0%の60億4,095万円となりました。

（共済事業）

J A共済では、組合員・利用者の皆様への3Q活動等の実践とライフプランニングを意識した保障点検を通じて、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供に努めてまいりました。令和6年元日に発生した能登半島地震で被害を受けられた組合員・利用者の皆様に寄り添う行動を心がけ、要領査定により損害査定を迅速に対応し、当農協管内では、令和7年2月28日現在で、5億1,650万円（783件）の共済金をお支払しました。

令和6年度の共済推進は、長期共済新契約実績につきましては、92万6,389ポイントで目標対比58.5%、前年比83.5%、短期共済新契約実績につきましては、113万2,666ポイントで目標対比99.0%、前年比97.3%となりました。また、満期、病气、死亡、後遺障害、災害や事故等の共済金として、26億6,637万円（3,257件）をお支払いしました。

（購買事業）

生産資材では、各種注文書による予約購買の拡充を図ることで、組合員の皆様へ肥料・農薬の安定供給に努め、農産物の品質向上と収量増へ取り組んでまいりました。また、生活物資におきましては、世界遺産五箇山相倉合掌造り集落にて2年貯蔵した「剣誉プレミアム」をはじめ、当農協管内で収穫されたゆうだい21のみを使用した「ゆうだい21パックご飯」を発売し、新たなJA富山市ブランドをご提案しました。その結果として、購買品供給高は15億5,734万円（前年対比92.2%）となりました。

（販売事業）

販売総額は23億442万円で、前年度対比136.6%の結果になり6億1,850万円の増加となりました。

米の出荷実績は、出荷契約数量78,472.5俵/60kgに対し、66,336.0俵/60kgの出荷実績で集荷率84.5%でした。

米以外では、大麦22,080kg、大豆2,702袋（30kg）、水稻種子686,360kg、大麦種子29,400kg、大豆種子27,600kg、規格外米・屑米329,338kgを販売しました。

また、野菜・花きは1億1,330万円、畜産物1億5,715万円を販売しました。

(保管事業)

ラック式全自動低温倉庫や低温および準低温倉庫での保管により米の品質の保持に努めました。

年度末の保管米は37,164.5俵(60kg)で前年度と比較して4,450俵の減となりました。

(利用事業)

① 育苗センター

芽出苗 7,659 箱、硬化苗 63,530 箱で合計 71,189 箱を生産し良質苗の生産出荷に努めました。

② 共同乾燥調製施設

ライスセンターの乾燥・調製は次のとおりであります。

米 (30 kg)	本年度	前年度
東部 R C	21,308 袋	22,932 袋
中部 R C	12,362 袋	13,475 袋
西部 R C	9,823 袋	9,534 袋
南部 R C	12,293 袋	17,200 袋
計	55,786 袋	63,141 袋

③ 種子調製施設 (新保)

優良種子の生産に努め、水稻種子 686,360 kg、大麦種子 29,400 kg を選別出荷致しました。

④ 大豆選別施設

優良品質の均一化に努め、94,955 kg を選別出荷致しました。

(宅地等供給事業)

主に組合員の皆様の資産管理・売買についてご協力をさせて頂きながら、宅地等供給事業の運営を行いました。

(指導事業)

① 営農改善事業

生産者への経営支援体制の強化を図るとともに、省力化技術や効果的かつ低価格な肥料農薬の提案、共同施設稼働率の向上による農業生産コストの低減やマーケットインに基づく販売戦略を推進し、農協自己改革の最重点課題である『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けて、生産販売の強化に努めました。また、経営管理支援をはじめとして、補助事業や制度資金活用に関する支援に取り組み、認定農業者や集落営農組織等の地域農業の担い手となる経営体への支援強化を行うとともに、各地区運営委員会や農

業者協議会と連携しながら、地域農業を守る受託体制の整備や強化に努めました。

主穀作部門では、1等米比率95%を目指すため、米品質向上生産運動を展開し、高品質で売れる米生産を推進しました。また、米の差別化に向けた「ゆうだい21」や「富富富」の生産面積拡大の推進、生産調整においては、政府備蓄米・加工用米の販売枠の確保により、販売需要に対応し、水田のフル活用による所得増大に努めました。

園芸部門では、まんなか市場及びインショップ販売の増大に向け、新たな生産者の育成及び生産量の拡大に努めるとともに、マーケットインに基づく販売戦略として加工業者を中心に需要のある「青ねぎ」や組花として需要のある「シンテッポウユリ」の生産面積の拡大を図り、安定した生産・出荷体制の確立に努めました。

種子部門では、富山県主要農作物種子協会等の関係団体と情報共有し、生産拡大の見込まれる品種の生産体制の確保や産地の種子生産技術の向上に努めました。

畜産部門では、資源循環型農業の取り組みを推進し、畜産振興支援事業や経営所得安定制度による支援を行い、経営の安定化と経営維持に向けた推進に努めました。

② 生活文化事業

日帰り人間ドック検診の受診者拡大に努め、低額負担で受診できるよう助成金による支援を行いながら、病気の早期発見・治療・生活習慣病の要因改善など組合員の健康管理支援に努めました。また、一般消費者への農協事業の広報や食の安全性・農業の重要性についての啓蒙に努めました。

③ 教育情報事業

座談会の開催や部会運営を通じて組合員の声を聴く活動を積極的に展開し「アクティブ・メンバーシップ」の確立に努めました。また、青壮年組織及び女性組織活動や農産物の消費拡大・地産地消の取り組み推進や地域の多様な組織と連携しながら一般消費者への農協事業の広報活動に努めました。

組織活動では小学校を対象とした「学校田」や「こども食堂」等食農教育活動といった取り組みに努めました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当 J A は、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』に向けた取り組み
- ・米の品質向上運動の展開
- ・ゆうだい21・富富富の生産拡大
- ・直売所を中心とした園芸作物振興
- ・主穀作農家の複合経営の推進

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・小学校等での体験授業の実施
- ・J A 直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、45,388 百万円（うち定期積金の残高は 631 百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	37,885 百万円
そ の 他	7,502 百万円
合 計	45,388 百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、6,040 百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	4,720 百万円
そ の 他	1,320 百万円
合 計	6,040 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ・小学校での田植え体験等食農教育の実施
- ・税務相談会の開催
- ・介護施設等のイベントへの協力

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・組合員組織の活性化支援
- ・座談会等の開催による組合員との意見交換の実施

(3) 情報提供活動

- ・JA広報誌「農協だより」の発刊
- ・ホームページ、SNSを活用した情報発信

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

(1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針

農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、JAバンク農業金融プランナーを14人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、担い手金融リーダーを設置し、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携する窓口担当者としての役割を発揮するなどして取り組みを行っています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取り組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設されたJAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

富山県JAにおいては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、JAバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちのくらし」の配布や農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びＡＬＭ委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当ＪＡでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は7年2月28日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの

推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融課（電話：076-429-7501（月～金 午前9時～午後5時 祝祭日を除く））

・共済事業

共済課（電話：076-429-7502（月～金 午前9時～午後5時 祝祭日を除く））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J Aバンク相談所は、（一社）J Aバンク相談所へ運営を移管しております。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

富山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

富山市農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当ＪＡは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

富山市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経

営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の

個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

富山市農業協同組合 本店 企画総務部総務課

電話番号／076-429-7555

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前８時３０分～午後５時

◇ 内部監査体制等

当ＪＡでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人、日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数
R6.4/1～4/4	令和5年度決算監事監査	20
R6.6/5～6/12	内部監査Ⅰ	22
R6.7/24	内部監査Ⅱ（無通告）	2
R6.8/20～8/28	内部監査Ⅲ	16
R6.10/1～10/4	上半期仮決算監事監査	20
R6.11/20	内部監査Ⅳ（無通告）	2
R6.12/12～12/17	内部監査Ⅴ	18
監査延べ人数		100

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年２月末における自己資本比率は、20.07%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	富山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4,931 百万円（前年度 4,928 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌27ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌28ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌29ページから33ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要と

されるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌 3 4 ページをご覧ください。

〔経済事業〕

◇ 購買事業

組合員や地域住民の皆様が生産に必要な資材のほか、生活耐久財などの生活物資を供給しています。もともと、購買とは「買い取る・買い入れる」という意味で、JA が物資を購入（計画的な大量購入による安い価格での仕入れ）し、流通経費を節約し、安価で安心な品質の良い品物を安定的に皆様に供給しています。

◇ 販売事業

組合員の皆様が生産された農畜産物を共同販売しています。

また、計画的な出荷によって市場で有利な販売を行い、その代金を生産者の方々に精算しています。

◇ 保管事業

組合員の皆様が生産され検査を受けた米・大豆等を出荷までの間、品質を保持するよう適切に保管しています。

◇ 利用事業

生産や生活に必要な施設を共同利用施設として設置することで、組合員の皆様に利便を提供しています。（育苗センター、ライスセンター、種子センター）

◇ 旅行センター

JA 旅行センターでは農協観光とオンラインで結び、観光地・ホテル・航空券・JR 切符・貸切バスなどの照会、予約、クーポン発券等の国内旅行に関する手配について個人から団体まで広く取扱っています。

◇ 宅地供給事業

不動産センターでは賃貸住宅、賃貸施設、定期借地権等を活用した多様な土地利用型複合事業の提案や土地の売却・取得等組合員ニーズに対応出来る情報収集体制と内部体制の整備を図り、信用に基づく事業を行っています。

〔経済事業〕

◇ 営農指導事業

地域農業の振興のため、組合員や地域住民の皆様のライフスタイルに応じた農業支援を行っています。

◇ 生活指導事業

組合員や地域住民の皆様の暮らしと健康を守るための活動や、多彩で豊かな暮らし作りに向けての活動を行っています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇ 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円 以上
貯 蓄 貯 金		お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されています。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1 円 以上
ス ー パー 定 期		お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円 以上
大 口 定 期		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金		お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払い出しができます。	最長3年	1 円 以上
変 動 金 利 定 期 貯 金		市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1 年、2 年、3 年	1 円 以上
普通貯金無利息型 (決 済 用)		利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円 以上
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回 1,000 円 以上
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 回 1 円 以上
	財 形 年 金 貯 金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60 才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合せて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円 以上
	財 形 住 宅 貯 金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合せて 550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円 以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	小学校、中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
多目的ローン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。

※ その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JA キャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関のATMでご利用できます。
給 与 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落として、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (クレジットカード)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金をご入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
オ ン ラ イ ン サ ー ビ ス	JAネットバンク（個人）、法人ネットバンク、JAネットローン、通帳レス口座等、どこでもご利用可能な便利なオンラインサービスをご用意しています。

【主な手数料一覧】

※ 各手数料（令和7年4月1日現在）には、消費税等（10％）が含まれています。

○ 内国為替の取扱手数料

1. 振込手数料

種 類			手数料額	
			5万円未満	5万円以上
振込手数料 (窓口)	当 J A	同一店舗内	2 2 0 円	4 4 0 円
		本支店あて	3 3 0 円	5 5 0 円
	他 J A あて	電信	6 0 5 円	7 7 0 円
		文書	6 0 5 円	7 7 0 円
	他行あて	電信	6 0 5 円	7 7 0 円
		文書	6 0 5 円	7 7 0 円
	災害義援金	J A バンク 富山 災害義援金 取扱要領に基づくもの	無 料	無 料
視覚障害者における窓口での振込手数料			振込手数料（自動化機器）と同額	
振込手数料 (自動化機器)		1 万円未満	1 万円以上 3 万円未満	3 万円以上
	当 J A 同一店舗	無 料	無 料	無 料
	当 J A 本支店あて	1 1 0 円	1 1 0 円	1 1 0 円
	県内 J A あて	1 1 0 円	1 1 0 円	2 2 0 円
	県外 J A あて	1 1 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円
	他行あて	2 2 0 円	2 7 5 円	4 4 0 円

2. 代金取立関係手数料

種 類		本支店間	交換所
代金取立手数料	小切手	無 料	8 8 0 円
代金取立手数料	小切手以外		8 8 0 円
送金・振込・取立の組戻・返却			8 8 0 円

3. その他為替関係手数料

県外の市町村に納付する税金	1 件	4 4 0 円	
給与振り込み		無 料	
定額自動送金サービス		5 万円未満	5 万円以上
	当 J A 本支店あて	無 料	無 料
	他 J A あて	3 3 0 円	5 5 0 円
	他行あて	6 0 5 円	7 7 0 円
定額自動集金サービス	契約時 1, 1 0 0 円		

4. 手形・小切手関係

金融機関借入用約束手形用紙	1 枚	5 5 円
保証小切手発行手数料	1 枚	(J A 都合は除く) 5 5 0 円
約束手形帳・為替手形帳	1 冊 (5 0 枚)	3, 3 0 0 円
小切手帳	1 冊 (5 0 枚)	3, 3 0 0 円

5. 店頭両替手数料

両替手数料	49枚まで	無 料
	50枚～100枚	440円
	101枚～500枚	880円
	501枚～1,000枚	1,100円
	1,001枚以上	500枚毎に440円を加算

6. 貯金取引業務手数料

通帳・証書・カード再発行	1件（1冊）	1,100円
I Cカード発行（更新）手数料	1件	無 料
残高証明書	1通	550円
口座振替手数料	1件	110円
取引履歴照会手数料	1枚	110円
相続税申告等のための取引状況照明依頼書	1件	1,100円
媒体持込手数料	1ファイルにつき	5,500円
未利用口座管理手数料	1件	1,320円
相続時口座紹介手数料	1件	5,060円

7. J A ネットバンク

月額利用料		利用手数料	無 料	
振込手数料		1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上
	当 J A 同一店舗内	無 料	無 料	無 料
	当 J A 本支店あて	無 料	無 料	無 料
	県内 J A あて	無 料	無 料	無 料
	県外 J A あて	110円	220円	330円
	他行あて	220円	275円	440円

8. 法人 J A ネットバンク

月額利用料		照会・振込サービス手数料		1,100円
月額利用料		データ伝送サービス手数料 (総合振込・給与・賞与振込・口座振替)		3,300円
振込手数料		1万円未満	1万円以上3万円未満	3万円以上
	当 J A 同一店舗内	無 料	無 料	無 料
	当 J A 本支店あて	無 料	無 料	無 料
	県内 J A あて	無 料	無 料	無 料
	県外 J A あて	110円	220円	330円
	他行あて	220円	275円	440円
振込手数料 (給与・賞与振込)	当 J A 同一店舗内	無 料		
	当 J A 本支店あて	無 料		
	県内 J A あて	110円		
	県外 J A あて	110円		
	他行あて	220円		

9. 貸出業務手数料 (住宅ローン除く)

融資可能証明書	1 通	1 1, 0 0 0 円	
貸付条件変更	1 件	5, 5 0 0 円	
融資取扱手数料 (貯金・共済担保融資)	1 件	1, 1 0 0 円	
融資取扱手数料 (当座・貯金・共済担保融資以外)	1 件	3, 3 0 0 円	
一部繰上 (貯金・共済担保融資以外)	1 件	3, 3 0 0 円	
繰上完済 (貯金・共済担保融資以外)	1 件	1 0 0 万円未満	2, 2 0 0 円
		100万円～500万円未満	3, 3 0 0 円
		500万円～1,000万円未満	5, 5 0 0 円
		1,000万円以上	1 1, 0 0 0 円

10. 貸出業務手数料 (住宅ローン)

融資可能証明書	1 通	1 1, 0 0 0 円	
貸付条件変更	1 件	5, 5 0 0 円	
取扱手数料	1 件	1 1 0, 0 0 0 円	
固定金利特約再締結手数料	1 件	無 料	
一部繰上	1 件	無 料	
繰上完済	1 件	1 0 0 万円未満	2, 2 0 0 円
		100万円～500万円未満	3, 3 0 0 円
		500万円～1,000万円未満	5, 5 0 0 円
		1,000万円以上	1 1, 0 0 0 円

(消費税含む)

○ 店舗ＡＴＭ利用手数料

(令和7年6月1日現在)

ご利用カード ご利用時間		お引出取引（1回当たり）			お預入取引（1回当たり）	
		全国JA・JFマリンバンク キャッシュカード	三 菱 U F J キャッシュカード	そ の 他 金 融 機 関 キャッシュカード	当 JA・県内 JA キャッシュカード	県 外 J A キャッシュカード
平日	8:00～ 8:45		1 1 0 円	2 2 0 円		
	8:45～18:00	無 料	無 料	1 1 0 円	無 料	無 料
	18:00～21:00		1 1 0 円	2 2 0 円		
土曜	8:00～21:00	無 料	1 1 0 円	2 2 0 円	無 料	無 料
日曜 祝日 年末	8:00～21:00	無 料	1 1 0 円	2 2 0 円	無 料	無 料

○ 提携ＡＴＭご利用手数料

ご利用時間	入出金
平日 8:45～18:00	110 円
上記以外	220 円

【優遇プログラム】

JA 富山市では、お取引内容に応じて各種手数料がおトクになる「JA バンク優遇プログラム」を導入しています。

対照取引	条件	配点
年金受取	入金 1 件以上 (各振込周期と同期間で判定)	5 0 点
給与・賞与受取	入金 1 件以上かつ 5 万円以上 (基準月または基準月前日で判定)	3 0 点
JA カード支払	取引件数 1 件以上 (基準月前々月～基準月で判定)	3 0 点
正組合員/准組合員/正組合員家族	基準月末時点の資格コード	2 0 点
ローン残高あり	基準月末残高 (証書・当貸)	3 0 点
個人インターネットバンキング	インターネットバンキングご契約	2 0 点
通帳レス (1 口座以上)	通帳レスの当座性貯金口座 (普通口座・ 総合口座・貯蓄口座等) を保有	3 0 点



	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
該当点数	5 0 点未満	5 0 点以上 100 点未満	100 点以上
優遇内容		提携 ATM 月 3 回無料	提携 ATM 月 4 回無料
		個人 IB による他行振込 手数料月 1 回無料	個人 IB による他行振込 手数料月 3 回無料

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な共済掛金で保障を準備することも可能です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルママスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）： トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	44,840,740	44,816,622	1. 信用事業負債	45,242,696	45,548,512
(1) 現金	255,375	254,815	(1) 貯金	45,141,567	45,388,235
(2) 預金	38,249,972	34,542,779	(2) その他の信用事業負債	101,129	160,277
系統預金	38,249,969	34,542,779	未払費用	895	8,886
系統外預金	2	0	その他の負債	100,234	151,390
(3) 有価証券	-	3,771,335	2. 共済事業負債	174,040	141,581
国債	-	3,771,335	(1) 共済資金	99,423	69,828
(4) 貸出金	6,164,490	6,040,950	(2) 未経過共済付加収入	74,338	71,753
(5) その他の信用事業資産	173,986	210,761	(3) その他の共済事業負債	278	-
未収収益	166,103	200,407	3. 経済事業負債	262,541	222,739
その他の資産	7,882	10,353	(1) 経済事業未払金	202,926	191,950
(6) 貸倒引当金	△ 3,083	△ 4,019	(2) 経済受託債務	59,615	30,788
2. 共済事業資産	247	93	4. 雑負債	118,778	92,872
(1) その他の共済事業資産	247	93	(1) 未払法人税等	12,585	11,133
3. 経済事業資産	806,301	1,052,941	(2) リース債務	22,698	18,443
(1) 経済事業未収金	225,667	221,857	(3) その他の負債	83,494	63,296
(2) 経済受託債権	351,601	568,458	5. 諸引当金	434,980	472,540
(3) 棚卸資産	245,855	273,781	(1) 賞与引当金	14,822	16,528
購買品	245,855	273,781	(2) 退職給付引当金	414,386	448,035
(4) その他の経済事業資産	4,529	4,357	(3) 役員退職慰労引当金	5,770	7,976
(5) 貸倒引当金	△ 21,353	△ 15,514	負債の部合計	46,233,038	46,478,246
4. 雑資産	125,806	113,421	(純資産の部)		
5. 固定資産	1,722,494	1,678,897	1. 組合員資本	4,936,178	4,927,618
(1) 有形固定資産	1,721,320	1,677,765	(1) 出資金	1,132,252	1,125,297
建物	2,299,476	2,299,261	(2) 資本準備金	8,882	8,882
機械装置	881,397	930,049	(3) 利益剰余金	3,800,354	3,795,286
土地	698,136	697,954	利益準備金	1,278,000	1,293,000
リース資産	23,325	23,325	その他利益剰余金	2,522,354	2,502,286
その他の有形固定資産	641,318	643,693	肥料共同購入積立金	1,424	1,424
減価償却累計額	△ 2,822,333	△ 2,916,519	税効果調整積立金	12,465	12,465
(2) 無形固定資産	1,173	1,131	リスク管理積立金	540,000	580,000
6. 外部出資	3,661,161	3,664,011	電算システム機能強化等積立金	100,000	100,000
(1) 外部出資	3,664,011	3,664,011	施設整備積立金	500,000	500,000
系統出資	3,588,321	3,588,321	特別積立金	1,197,600	1,197,600
系統外出資	72,840	72,840	当期末処分剰余金	170,865	110,797
子会社等出資	2,850	2,850	(うち当期剰余金)	73,483	5,876
(2) 外部出資損失引当金	△ 2,850	-	(4) 処分未済持分	△ 5,310	△ 1,847
7. 繰延税金資産	12,465	14,342	2. 評価・換算差額等	-	△ 65,536
			(1) その他有価証券評価差額金	-	△ 65,536
			純資産の部合計	4,936,178	4,862,082
資産の部合計	51,169,216	51,340,329	負債及び純資産の部合計	51,169,216	51,340,329

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	846,979	831,515	(9) 保管事業収益	37,291	32,639
事業収益	2,270,813	2,176,654	(10) 保管事業費用	12,263	14,716
事業費用	1,423,834	1,345,139	保管事業総利益	25,028	17,923
(1) 信用事業収益	256,035	291,266	(11) 利用事業収益	159,098	158,203
資金運用収益	231,883	275,609	(12) 利用事業費用	94,068	103,443
(うち預金利息)	149,791	198,763	(うち貸倒引当金繰入額)	261	-
(うち有価証券利息)	-	22,152	(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 532
(うち貸出金利息)	79,146	54,693	利用事業総利益	65,030	54,760
(うちその他受入利息)	2,946	0	(13) 宅地等供給事業収益	12,973	17,489
役務取引等収益	13,093	13,126	(14) 宅地等供給事業費用	356	350
その他経常収益	11,057	2,529	宅地等供給事業総利益	12,616	17,139
(2) 信用事業費用	31,701	48,940	(15) その他事業収益	68,109	70,613
資金調達費用	1,479	20,666	(16) その他事業費用	35,665	39,349
(うち貯金利息)	801	20,173	その他事業総利益	32,444	31,264
(うち給付補填備金繰入)	264	119	(17) 指導事業収入	12,669	11,865
(うちその他支払利息)	413	373	(18) 指導事業支出	30,204	30,649
役務取引等費用	2,701	2,569	指導事業収支差額	△ 17,534	△ 18,783
その他経常費用	27,520	25,704	2. 事業管理費	828,938	849,639
(うち貸倒引当金繰入額)	2,581	935	(1) 人件費	575,383	577,673
信用事業総利益	224,334	242,325	(2) 業務費	79,050	86,615
(3) 共済事業収益	190,506	186,123	(3) 諸税負担金	24,169	24,641
共済付加収入	181,260	173,408	(4) 施設費	145,078	155,810
その他の収益	9,245	12,714	(5) その他事業管理費	5,255	4,898
(4) 共済事業費用	4,961	4,728	事業利益	18,040	△18,124
共済推進費	2,813	2,261	3. 事業外収益	74,741	36,884
その他の費用	2,148	2,467	(1) 受取出資配当金	59,484	12,264
共済事業総利益	185,544	181,394	(2) 賃貸料	13,936	13,954
(5) 購買事業収益	1,482,040	1,355,122	(3) 雑収入	1,321	10,666
購買品供給高	1,410,347	1,285,310	4. 事業外費用	612	526
購買手数料	30,090	27,631	(1) 支払雑利息	169	263
修理サービス料	32,587	28,537	(2) 寄付金	30	30
その他の収益	9,014	13,642	(3) 雑損失	413	233
(6) 購買事業費用	1,251,909	1,137,516	経常利益	92,170	18,233
購買品供給原価	1,203,103	1,107,779	5. 特別利益	13,960	28,579
購買品供給費	5,061	7,245	(1) 固定資産処分益	9,978	-
その他の費用	43,744	22,491	(2) 自然災害保険金等	3,982	979
(うち貸倒引当金繰入額)	17,941		(3) 一般補助金	-	24,750
(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 3,104	(4) 外部出資等損失引当金戻入	-	2,850
購買事業総利益	230,131	217,606	6. 特別損失	5,502	29,454
(7) 販売事業収益	93,973	92,013	(1) 固定資産処分損	0	2,020
販売手数料	81,402	81,301	(2) 固定資産圧縮損	2,652	22,500
その他の収益	12,571	10,712	(3) 外部出資等損失引当金繰入	2,850	-
(8) 販売事業費用	4,589	4,129	(4) 減損損失	-	2,326
その他の費用	4,589	4,129	(5) 震災関連費用	-	2,608
(うち貸倒引当金繰入額)	1,317	0	税引前当期利益	100,628	17,358
(うち貸倒引当金戻入益)	-	△ 2,201	7. 法人税・住民税及び事業税	25,062	13,359
販売事業総利益	89,383	87,884	8. 法人税等調整額	2,083	△ 1,877
			法人税等合計	27,145	11,482
			当期剰余金	73,483	5,876
			当期首繰越剰余金	95,299	104,920
			目的積立金取崩額	2,083	-
			当期未処分剰余金	170,865	110,797

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	100,628	17,358	その他の資産の純増(△)減	2,307	12,712
減価償却費	86,978	96,429	その他の負債の純増減(△)	30,160	△ 17,440
減損損失	-	2,326	未払消費税等の増減(△)額	1,146	△ 1,551
貸倒引当金の増減額(△は減少)	22,103	△ 4,903	信用事業資金運用による収入	231,096	234,423
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,303	1,706	信用事業資金調達による支出	△ 2,172	△ 13,062
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 2,654	33,649	共済貸付金利息による収入	-	-
その他引当金等の増減額(△は減少)	3,340	△ 644	共済借入金利息による支出	-	-
信用事業資金運用収益	△ 231,883	△ 268,727	事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	-
信用事業資金調達費用	1,479	20,666	小 計	1,429,449	3,500,118
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 59,484	△ 12,264	雑利息及び出資配当金の受取額	59,484	12,264
支払雑利息	-	-	雑利息の支払額	2	0
有価証券関係損益(△は益)	-	△ 6,882	法人税等の支払額	△ 16,658	△ 14,812
固定資産売却損益(△は益)	△ 9,978	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	1,472,277	3,497,570
外部出資関係損益(△は益)	-	-	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
その他固定資産関係損益(△は益)	-	-	有価証券の取得による支出	-	△ 3,836,871
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の売却による収入	-	3,877
貸出金の純増(△)減	△ 49,125	123,540	有価証券の償還による収入	-	3,005
預金の純増(△)減	1,100,000	3,300,000	補助金等の受入による収入	2,652	22,500
貯金の純増減(△)	△ 76,725	246,668	固定資産の取得による支出	△ 83,052	△ 77,659
信用事業借入金の純増減(△)	-	-	固定資産の売却による収入	10,286	3
その他の信用事業資産の純増(△)減	195	△ 2,470	外部出資による支出	-	-
その他の信用事業負債の純増減(△)	△ 28,420	51,542	外部出資の売却等による収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 70,114	△ 3,888,145
共済貸付金の純増(△)減	-	-	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済借入金の純増減(△)	-	-	設備借入れによる収入	-	-
共済資金の純増減(△)	22,570	△ 29,596	設備借入金の返済による支出	-	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 2,875	△ 2,586	出資の増額による収入	63,647	48,944
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			出資の払戻しによる支出	△ 61,326	△ 58,177
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 17,397	3,810	持分の譲渡による収入	△ 5,310	△ 3,463
経済受託債権の純増(△)減	270,771	△ 216,857	持分の取得による支出	5,310	3,463
棚卸資産の純増(△)減	△ 49,112	△ 27,926	出資配当金の支払額	△ 11,074	△ 10,944
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	52,018	△ 10,976	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,753	△ 20,177
経済受託債務の純増減(△)	33,180	△ 28,827	4. 現金及び現金同等物の増加額	1,393,410	△ 407,752
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	1,311,937	2,705,347
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	2,705,347	2,297,595

4. 注記表

(令和5年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

(1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品(肥料、農薬)

…総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(農機具製品、自動車)

…個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外の購買品)

…売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対す

る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に 1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、

当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少する会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 12,465 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降

の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 24,437 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,370,980千円（うち当期圧縮記帳額2,652千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620千円、構築物 49,760千円、機械及び装置 668,956千円（うち当期圧縮記帳額2,652千円）、車両運搬具 3,891千円、器具備品 40,751千円

(2) 担保に供している資産

預金 1,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 35,321千円

金銭債務 6,751千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,959千円です。危険債権額は20,673千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,633千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引総額

① 子会社との取引による収益総額	50,766	千円
うち事業取引高	50,766	千円
② 子会社との取引による費用総額	840	千円
うち事業取引高	840	千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の

合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が12,671千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	38,249,972	38,233,224	△16,747
貸出金	6,164,490		
貸倒引当金	△3,083		
貸倒引当金控除後	6,161,406	6,192,384	30,977
資産計	44,411,378	44,425,608	14,229
貯金	45,141,567	45,090,876	△50,690
負債計	45,141,567	45,090,876	△50,690

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap（以下 OIS という））のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,011
外部出資等損失引当金	△2,850
外部出資等損失引当金控除後	3,661,161

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,249,972	-	-	-	-	-
貸出金	680,580	399,654	351,661	306,444	271,325	4,149,365
合計	38,930,552	399,654	351,661	306,444	271,325	4,149,365

- ※ 貸出金のうち、当座貸越 124,538 千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。
※ 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 5,460 千円は
償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	39,558,632	2,137,149	2,584,703	204,076	585,819	71,185

- ※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加えて、
全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合
要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	417,040 千円
退職給付費用	41,368 千円
退職給付の支払額	△35,099 千円
特定退職給付制度への拠出金	△8,923 千円
期末における退職給付引当金	414,386 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	469,367 千円
特定退職金共済制度	△54,980 千円
未積立退職給付債務	414,386 千円
退職給付引当金	414,386 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 41,368 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 7,831 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 64,836 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,080 千円
賞与引当金	4,694 千円
役員退職慰労引当金	1,593 千円
退職給付引当金	114,370 千円
J Aバンク支援積立金	6,396 千円
減損損失	9,312 千円
その他	6,939 千円
繰延税金資産小計	144,385 千円
評価性引当額	△131,920 千円
繰延税金資産合計	12,465 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2%
住民税均等割等	2.7%
評価性引当額の増減	4.8%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

(令和6年度分)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)

- (1) 満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)
- (2) 子会社株式 : 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- 購買品(肥料、農薬) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 購買品(農機具製品、自動車) …個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
- 購買品(上記以外の購買品) …売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（４）収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業

であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

経済受託債権については、全国農業協同組合連合会富山県本部から資金が送付された時点で残高を減少させる会計処理を行っています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 14,342 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画及び経常利益シミュレーションを基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 2,326 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについて

の減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 19,533 千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。
「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 1,393,480 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 607,620 千円、構築物 49,760 千円、機械及び装置 691,456 千円、車両運搬具 3,891 千円、器具・備品 40,751 千円

(2) 担保に供している資産

- ① 預金 1,000,000 千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	20,845 千円
金銭債務	3,187 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権、金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 5,008 千円、危険債権額はありせん。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありせん。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 5,008 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	46,038 千円
うち事業取引高	46,038 千円
② 子会社等との取引による費用総額	2,190 千円
うち事業取引高	2,190 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、

遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類
旧高原町出張所	遊休資産	土地及び建物

② 減損損失の認識に至った経緯

旧高原町出張所については、賃貸資産として使用しておりましたが、賃貸契約が終了し遊休資産となることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧高原町出張所 2,326 千円（建物 2,145 千円、土地 181 千円）

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置

し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が6,049千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画

を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	34,542,779	34,456,894	△85,885
有価証券			
満期保有目的の債券	2,757,015	2,678,600	△78,415
その他有価証券	1,014,320	1,014,320	-
貸出金	6,040,950		
貸倒引当金	△4,019		
貸倒引当金控除後	6,036,931	6,006,509	△30,422
資産計	44,351,046	44,156,323	△194,722
貯金	45,388,235	45,208,276	△179,959
負債計	45,388,235	45,208,276	△179,959

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券（国債）については、活発な市場における無調整の相場価格を利用し

ています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS で割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS で割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,664,011

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	34,542,779	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	800,000	-	2,000,000
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,200,000
その他有価証券の うち満期があるもの						
貸出金	588,322	391,052	328,409	293,583	263,580	4,176,001
合計	35,131,101	391,052	328,409	1,093,583	263,580	7,376,001

※ 貸出金のうち、当座貸越 92,322 千円については「1 年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金については「5 年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	38,586,202	2,400,187	2,667,115	280,623	1,325,034	129,072
合計	38,586,202	2,400,187	2,667,115	280,623	1,325,034	129,072

※ 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	2,757,015	2,678,600	△78,415

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	1,014,320	1,079,856	△65,536

※上記の評価差額△65,536千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	414,386 千円
退職給付費用	45,218 千円
退職給付の支払額	△2,764 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△8,805 千円
期末における退職給付引当金	448,035 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	511,737 千円
特定退職金共済制度	△63,701 千円
未積立退職給付債務	448,035 千円
退職給付引当金	448,035 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	45,218 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 7,831 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 56,171 千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,236 千円
役員退職慰労引当金	2,202 千円
退職給付引当金	123,658 千円
JA バンク 支援積立金	6,458 千円
減損損失	9,514 千円
有価証券に係る繰延税金資産	18,088 千円
その他	5,557 千円
繰延税金資産小計	170,712 千円
評価性引当額	△156,370 千円
繰延税金資産合計	14,342 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.7%
住民税均等割等	15.4%
法人税特別控除	△7.6%
評価性引当額の増減	36.6%
その他	△6.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.1%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響額は軽微です。

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	170,865	110,797
計	170,865	110,797
2. 剰余金処分額	65,944	8,877
(1) 利益準備金	15,000	2,000
(2) 任意積立金	40,000	6,877
うちリスク管理積立金	40,000	5,000
うち税効果調整積立金	－	1,877
(3) 出資配当金	10,944	－
うち普通出資に対する配当金	10,944	－
3. 次期繰越剰余金	104,920	101,920

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和5年度 1.0％ 令和6年度 0％

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
肥料協同購入積立金	肥料価格の期中変動に備え農家負担の軽減を図り、農家の経営安定に資するため	1,424千円 肥料価格が上昇し、農家負担が発生する場合、全農の通知に基づき積立額を限度として価格上昇分を取崩す
税効果調整積立金	税効果会計による繰延税金資産について回収時まで剰余金処分を留保するため	12,465千円 繰延税金資産の減少が生じたときの当該金額
リスク管理積立金	有価証券のリスク負担、外部出資、貸出金等不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の販売業務における急激な価格変動、これら損失発生への補填に備え、自己資本を充実し経営の健全性を確保するため	5億8,000万円 有価証券運用を上回る売却損、評価損が生じた場合、自己査定による貸出金及び外部出資等の償却・引当、固定資産の償却・処分損及び減損、事務リスク、農林年金の制度完了に係る損失、米の精算にかかる損失が生じた場合
電算システム機能強化等積立金	今後の県域信用事業の機能強化及び将来のシステム構築に係るコスト負担に備えるため	1億円 次期JASTEMシステム等の電算システム機能強化等により多額の費用が発生した場合
施設整備積立金	各施設の取壊し、取得及び減価償却費、保守修繕等にかかる経費負担に備えるため	5億円 施設の取壊し、取得、減価償却費、保守修繕等で多額の費用を要したとき、相当額を取崩す

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 4,000千円

令和6年度 1,000千円

6. 部門別損益計算書
(令和5年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	2,312,698	256,035	190,506	1,137,808	715,679	12,669	
事業費用	②	1,465,719	31,701	4,961	797,597	601,255	30,204	
事業総利益 (①-②)	③	846,979	224,334	185,544	340,211	114,424	△ 17,534	
事業管理費	④	828,938	153,613	126,274	285,922	183,994	79,137	
(うち減価償却費)	⑤	86,936	9,112	7,614	50,896	14,615	4,701	
(うち人件費)	⑥	575,384	99,863	100,833	171,814	138,604	64,269	
うち共通管理費	⑦		46,888	33,787	87,216	37,916	11,472	▲ 217,279
(うち減価償却費)	⑧		4,597	3,313	8,551	3,718	1,125	▲ 21,304
(うち人件費)	⑨		27,743	20,036	51,504	22,348	6,807	▲ 128,439
事業利益 (③-④)	⑩	18,040	70,721	59,270	54,289	△ 69,570	△ 96,671	
事業外収益	⑪	74,741	51,435	10,980	8,858	2,672	798	
うち共通分	⑫		3,252	2,342	6,046	2,629	795	▲ 15,064
事業外費用	⑬	612	130	93	253	104	32	
うち共通分	⑭		130	93	240	104	32	▲ 599
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	92,170	122,026	70,157	62,894	△ 67,002	△ 95,905	
特別利益	⑯	13,960	2,081	1,500	8,186	1,684	509	
うち共通分	⑰		2,081	1,500	3,874	1,684	509	▲ 9,648
特別損失	⑱	5,502	615	443	3,796	498	150	
うち共通分	⑲		615	443	1,144	498	150	▲ 2,850
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	100,628	123,492	71,214	67,284	△ 65,816	△ 95,546	
営農指導事業分配賦額	㉑		10,415	4,682	63,443	17,007	△ 95,547	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	100,628	113,077	66,532	3,841	△ 82,823		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	21.6	15.6	40.1	17.4	5.3	100.0
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100.0

(令和6年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	2,215,338	291,266	186,124	1,079,606	646,476	11,866	
事業費用	②	1,383,822	48,940	4,728	757,586	541,917	30,649	
事業総利益 (①-②)	③	831,515	242,325	181,394	322,020	104,557	△ 18,783	
事業管理費	④	849,639	152,262	123,294	331,320	153,802	88,961	
(うち減価償却費)	⑤	96,429	9,420	7,523	62,774	12,227	4,485	
(うち人件費)	⑥	577,673	76,493	90,809	177,606	103,974	72,732	
うち共通管理費	⑦		33,064	21,594	58,533	22,838	6,979	▲ 143,008
(うち減価償却費)	⑧		4,980	3,252	8,816	3,440	1,051	▲ 21,539
(うち人件費)	⑨		12,950	8,465	22,928	8,969	2,747	▲ 56,059
事業利益 (③-④)	⑩	△ 18,124	90,064	58,101	△ 9,300	△ 49,245	△ 107,744	
事業外収益	⑪	36,884	5,387	12,219	13,712	3,710	1,856	
うち共通分	⑫		5,358	3,500	9,487	3,703	1,131	▲ 23,179
事業外費用	⑬	526	105	184	163	56	18	
うち共通分	⑭		85	54	146	56	18	▲ 359
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	18,233	95,346	70,135	4,249	△ 45,591	△ 105,906	
特別利益	⑯	28,579	658	430	26,896	456	139	
うち共通分	⑰		658	430	1,167	456	139	▲ 2,850
特別損失	⑱	29,454	1,387	1,039	25,327	1,292	409	
うち共通分	⑲		1,073	702	1,902	743	227	▲ 4,647
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	17,358	94,617	69,526	5,818	△ 46,427	△ 106,176	
営農指導事業分配賦額	㉑		11,573	5,203	70,499	18,900	△ 106,176	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	17,358	83,044	64,323	△ 64,680	△ 65,327		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費の再配賦はその1/3を部門職員数割、その1/3を人件費を除く事業管理割、1/3を事業総利益割とした。

(2) 営農指導事業費用負担の配賦は各部門への一定の貢献度割とした。

2. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	23.1	15.1	40.9	16.0	4.9	100.0
営農指導事業	10.9	4.9	66.4	17.8		100.0

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 6 月 2 4 日

富山市農業協同組合

代表理事組合長 高野 諭

8. 会計監査人の監査

2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	2,389,010	2,622,446	2,298,745	2,387,439	2,252,222
信 用 事 業 収 益	296,680	292,781	260,743	256,035	291,266
共 済 事 業 収 益	210,691	205,274	189,948	190,506	186,124
農 業 関 連 事 業 収 益	1,102,000	1,207,397	1,052,139	1,137,808	1,079,606
生 活 そ の 他 事 業 収 益	696,709	820,124	705,177	715,679	646,476
経 常 利 益	99,454	117,585	77,756	92,170	△ 18,233
当 期 剰 余 金	6,150	90,631	56,047	73,483	5,876
出 資 金	1,120,022	1,132,204	1,132,469	1,132,252	1,125,297
(出 資 口 数)	1,120,022	1,132,204	1,132,469	1,132,252	1,125,297
純 資 産 額	4,762,058	4,850,561	4,875,075	4,936,178	4,862,082
総 資 産 額	50,566,616	50,872,373	51,066,582	51,169,216	51,340,329
貯 金 等 残 高	44,776,102	44,951,326	45,218,292	45,141,567	45,388,235
貸 出 金 残 高	6,296,594	6,148,524	6,115,364	6,164,490	6,040,950
有 価 証 券 残 高	-	-	-	-	3,771,335
剰 余 金 配 当 金 額	11,176	32,795	11,073	10,944	-
出 資 配 当 額	11,176	11,029	11,073	10,944	-
事 業 利 用 分 量 配 当 額	-	21,766	-	-	-
職 員 数	121	118	113	106	109
単 体 自 己 資 本 比 率	18.81%	19.08%	19.35%	19.67%	20.07%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常備人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年 金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	230,404	254,943	24,539
役 務 取 引 等 収 支	10,392	10,557	165
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 16,463	△ 23,175	△ 6,712
信 用 事 業 粗 利 益	240,797	265,501	24,704
(信用事業粗利益率)	0.54	0.59	0.05
事 業 粗 利 益	945,631	863,941	△ 81,690
(事業粗利益率)	1.87	1.71	△ 0.16
事 業 純 益	113,974	13,284	△ 100,690
実 質 事 業 純 益	116,693	14,301	△ 102,392
コ ア 事 業 純 益	116,693	14,301	△ 102,392
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	116,693	14,301	△ 102,392

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)
4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用
5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出资配当金＋金銭の信託運用見合費用
7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
10. コア事業純益:実質事業純益－国債等債券関係損益
11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	43,942,545	228,937	0.52	44,016,332	275,608	0.63
うち 預 金	37,791,283	149,791	0.40	35,309,489	198,763	0.56
うち 有 価 証 券	－	－	－	2,682,394	22,152	0.83
うち 貸 出 金	6,151,262	79,146	1.29	6,024,449	54,693	0.91
資 金 調 達 勘 定	44,949,000	801	0.00	45,043,011	20,173	0.04
うち貯金・定期積金	44,949,000	801	0.00	45,043,011	20,173	0.04
うち 借 入 金	－	－	－	－	－	－
総 資 金 利 ざ や	－		0.18	－		0.25

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	95	46,671
うち 預 金	846	48,972
うち 有 価 証 券	－	22,152
うち 貸 出 金	△ 751	△ 24,453
支 払 利 息	△ 637	19,372
うち貯金・定期積金	△ 637	19,372
うち 譲 渡 性 貯 金	－	－
うち 借 入 金	－	－
差 引	732	27,299

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	21,493,286	47.8	22,886,043	50.8	1,392,757
定 期 性 貯 金	23,444,223	52.2	22,142,826	49.2	△ 1,301,397
そ の 他 の 貯 金	11,489	0.0	14,141	0.0	2,652
計	44,949,000	100.0	45,043,011	100.0	94,011
譲 渡 性 貯 金	-	-	-	-	0
合 計	44,949,000	-	45,043,011	-	94,011

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位:千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	21,803,550	100.0	20,872,085	100.0	△ 931,465
うち 固 定 金 利 定 期	21,803,550	100.0	20,869,085	100.0	△ 934,465
うち 変 動 金 利 定 期	-	0.0	3,000	0.0	3,000

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	20,051	19,600	△ 451
証 書 貸 付	5,992,222	5,881,135	△ 111,087
当 座 貸 越	139,970	123,713	△ 16,257
合 計	6,152,244	6,024,449	△ 127,795

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	4,178,932	69.2	4,221,959	78.5	43,027
変 動 金 利 貸 出	1,861,019	30.8	1,157,668	21.5	-703,351
合 計	6,039,951	100.0	5,379,627	100.0	-660,324

③ 貸出金の担保別内訳残高 (単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	64,295	57,479	△ 6,816
有 価 証 券	-	-	0
動 産	-	-	0
不 動 産	253,223	228,569	△ 24,654
そ の 他 担 保 物	-	-	0
小 計	317,518	286,048	△ 31,470
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	3,590,478	3,367,850	△ 222,628
そ の 他 保 証	772,010	978,441	206,431
小 計	4,362,488	4,346,291	△ 16,197
信 用	1,484,482	1,408,610	△ 75,872
合 計	6,164,488	6,040,950	△ 123,538

④ 貸出金の使途別内訳残高 (単位:千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	4,168,634	67.6	4,127,634	68.3	△ 41,000
運 転 資 金	1,995,855	32.4	1,913,316	31.7	△ 82,539
合 計	6,164,489	100.0	6,040,950	100.0	△ 123,539

⑤ 貸出金の業種別内訳残高 (単位:千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	357,704	5.8	306,292	5.1	△ 51,412
林 業		0.0	0	0.0	0
水 産 業		0.0	0	0.0	0
製 造 業	357,021	5.8	329,213	5.4	△ 27,808
鉱 業	11,924	0.2	11,486	0.2	△ 438
建 設 ・ 不 動 産 業	368,371	6.0	383,701	6.4	15,330
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	42,820	0.7	39,950	0.7	△ 2,870
運 輸 ・ 通 信 業	53,860	0.9	54,880	0.9	1,020
金 融 ・ 保 険 業	1,137,421	18.5	1,134,702	18.8	△ 2,719
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	675,071	11.0	670,516	11.1	△ 4,555
地 方 公 共 団 体	-	0.0	-	0.0	0
非 営 利 法 人	-	0.0	-	0.0	0
そ の 他	3,160,292	51.3	3,110,208	51.5	△ 50,084
合 計	6,164,489	100.0	6,040,950	100.0	△ 123,539

⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別 (単位: 千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	398,782	312,137	△ 86,645
穀 作	112,670	94,094	△ 18,576
野 菜 ・ 園 芸	15,264	11,500	△ 3,764
果 樹 ・ 樹 園 農 業	3,400	2,200	△ 1,200
工 芸 作 物	-	-	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	28,561	32,651	4,090
養 鶏 ・ 養 卵	-	-	0
養 蚕	-	-	0
そ の 他 農 業	238,887	171,690	△ 67,197
農 業 関 連 団 体 等	-	-	0
合 計	398,783	312,137	△ 86,646

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
- なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
- そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕 (単位: 千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	236,612	180,832	△ 55,780
農 業 制 度 資 金	162,170	131,304	△ 30,866
農 業 近 代 化 資 金	135,500	111,982	△ 23,518
そ の 他 制 度 資 金	26,670	19,322	△ 7,348
合 計	398,783	312,137	△ 86,646

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	5,959	-	5,959	-	5,959
	令和6年度	5,008	-	5,008	-	5,008
危険債権	令和5年度	20,673	2,479	18,194	-	20,673
	令和6年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
小計	令和5年度	26,633				
	令和6年度	5,008				
正常債権	令和5年度	6,153,952				
	令和6年度	6,041,498				
合計	令和5年度	6,180,585				
	令和6年度	6,046,506				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	529	3,248	—	529	3,248	3,248	4,266	—	3,248	4,266
個別貸倒引当金	1,804	21,188	—	1,804	21,188	21,188	15,267	—	21,188	15,267
合 計	2,333	24,436	—	2,333	24,436	24,436	19,533	—	24,436	19,533

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑩ 貸出金償却の額 (単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績 (単位:千件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	7,888	44,574	8,393	43,812
	金額	3,926,824	9,997,857	4,229,824	10,410,109
代金取立為替	件数	1	3	1	0
	金額	24,215	10,645	4,050	0
雑 為 替	件数	625	257	595	173
	金額	96,499	4,452	72,436	3,184
合 計	件数	8,514	44,834	8,989	43,985
	金額	4,047,538	10,012,954	4,306,310	10,413,293

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位:千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	0	2,682,394	2,682,394
合 計	0	2,682,394	2,682,394

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 (単位:千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
5年度								
国 債	-	-	-	-	-	-	-	0
6年度								
国 債	-	-	797,558	97,052	1,370,439	1,571,821	-	3,836,870

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券] (単位:千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	社債						
	その他						
	小 計						
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債			△	2,757,015	2,678,600	△ 78,415
	地方債			△			△
	政府保証債			△			△
	金融債			△			△
	社債			△			△
	その他			△			△
	小 計			△	2,757,015	2,678,600	△ 78,415
合 計		0	0	0	2,757,015	2,678,600	△ 78,415

[その他有価証券] (単位:千円又は百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	株式						
	債券						
	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	社債						
	小 計						
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	株式						
	債券						
	国債			△	1,014,320	1,079,856	△ 65,536
	地方債			△			△
	政府保証債			△			△
	金融債			△			△
	社債			△			△
	小 計			△	1,014,320	1,079,856	△ 65,536
合 計		0	0	0	1,014,320	1,079,856	△ 65,536

② 金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引
該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高 (単位: 千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	530,581	28,898,952	720,337	27,993,531
	定期生命共済	5,000	67,000	53,000	120,000
	養老生命共済	80,200	6,442,412	53,000	4,941,758
	うちこども共済	70,200	1,924,914	34,000	1,799,414
	医療共済	2,500	996,300	2,000	964,300
	がん共済	-	37,000	-	37,000
	定期医療共済	-	201,900	-	175,400
	介護共済	64,106	280,875	85,900	351,808
	認知症共済				
	生活障害共済				
	特定重度疾病共済				
	年金共済	-	-	-	-
	建物更生共済	7,996,070	84,539,665	5,735,790	83,731,939
	合 計	8,678,458	121,464,105	6,650,027	118,315,738

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高 (単位: 千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済		31	10,055	35	9,384
		10,997	52,190	11,898	67,160
が ん 共 済		55	1,150	55	1,170
定 期 医 療 共 済		-	404	-	359
合 計		86	11,609	90	10,913
		10,997	52,190	11,898	67,160

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位: 千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済		84,938	387,330	117,917	484,702
認 知 症 共 済		-	17,000	2,000	19,000
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		17,000	92,100	5,000	93,000
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		3,000	5,500	1,000	5,300
特 定 重 度 疾 病 共 済		15,000	103,500	12,500	119,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位: 千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	10,224	620,096	6,289	588,961
年 金 開 始 後	-	354,352	-	352,135
合 計	10,224	974,449	6,289	941,097

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高 (単位: 千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件 数	金 額	掛金	件数	金 額	掛金
火 災 共 済	1,088	15,989,120	13,715	1,070	15,897,680	14,180
自 動 車 共 済	3,498		135,485	3,411		132,552
傷 害 共 済	3,374	11,661,600	3,786	2,967	9,705,100	1,469
定 額 定 期 生 命 共 済	3	12,000	87	2	8,000	63
賠 償 責 任 共 済	72		220	69		335
自 賠 責 共 済	371		6,491	360		6,105
合 計	8,406		159,786	7,879		154,706

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
生産資材	肥料	234,348	217,538
	農薬	217,892	219,269
	農機具	261,282	221,003
	飼料	62,023	53,468
	生産雑資材	85,748	76,761
	計	861,296	788,041
生活物資	米	93,316	49,687
	食料品	33,930	31,085
	酒・塩	13,654	14,497
	衣料品・装飾品	8,039	8,433
	日用品	15,796	15,954
	燃料	32,847	31,870
	油類	427,862	417,205
	自動車	50,389	41,391
	その他耐久資材	151,360	159,174
	計	827,197	769,301
合 計		1,688,494	1,557,343

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
農産物	米	1,102,400	1,620,528
	大麦	1,600	903
	豆類・雑穀	15,228	13,077
	種苗	289,764	399,457
	野菜	87,975	99,469
	花卉・花木	13,393	13,831
畜産物		175,553	157,159
合 計		1,685,917	2,304,427

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	賦課金	2,503	2,512
	指導事業補助金	10,154	9,349
	実費収入	11	3
	計	12,669	11,865
支出	営農改善費	20,173	21,077
	生活文化事業費	1,893	1,671
	教育情報費	8,138	7,900
	計	30,204	30,648

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.18	0.04	△ 0.15
資 本 経 常 利 益 率	1.86	0.37	△ 1.49
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.15	0.01	△ 0.13
資 本 当 期 純 利 益 率	1.48	0.12	△ 1.36

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.66	13.31	△ 0.35
	期 中 平 均	13.68	13.37	△ 0.30
貯 証 率	期 末	0.00	8.31	8.31
	期 中 平 均	0.00	5.96	5.96

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,925,234	4,927,618
うち、出資金及び資本準備金の額	1,141,134	1,134,179
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	3,800,354	3,795,286
うち、外部流出予定額 (△)	10,944	0
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5,310	△ 1,847
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,248	4,266
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,248	4,266
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,928,482	4,931,884
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,173	1,131
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,173	1,131
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		

項	目	前期末	当期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額			
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		1,173	1,131
自己資本			
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)		4,927,309	4,930,753
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		23,385,400	22,942,132
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	23,385,400	22,942,132
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
	うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1,652,973	1,613,861
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		25,038,373	24,555,993
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)／(ニ))		19.67	20.07

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

			令和5年度			令和6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)			エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・アセット 額 a	所要自己資 本額 b=a×4%	エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・アセット 額 a	所要自己資 本額 b=a×4%
		現金	255,375	0	0	254,815	0	0
		我が国の中央政府及び中央銀行向け			0	3,841,305	0	0
		外国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
		国際決済銀行等向け			0			0
		我が国の地方公共団体向け			0			0
		外国の中央政府等以外の公共部門向け			0			0
		国際開発銀行向け			0			0
		地方公共団体金融機構向け			0			0
		我が国の政府関係機関向け			0			0
		地方三公社向け			0			0
		金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	38,399,541	7,679,908	307,196	34,732,702	6,946,540	277,862
		法人等向け	290,679	284,705	11,388	270,714	264,740	10,590
		中小企業等向け及び個人向け	241,160	127,865	5,115	237,041	128,827	5,153
		抵当権付住宅ローン	445,208	144,901	5,796	406,034	134,673	5,386
		不動産取得等事業向け	201,778	200,523	8,021	155,520	154,690	6,188
		三月以上延滞等	41,497	29,668	1,187	15,883	252	10
		取立未済手形	6,981	1,396	56	8,834	1,766	71
		信用保証協会等保証付	3,591,792	352,568	14,103	3,368,835	330,856	13,234
		株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付			0			0
		共済約款貸付			0			0
		出資等	168,860	168,860	6,754	171,710	171,710	6,868
		(うち出資等のエクスポージャー)	168,860	168,860	6,754	171,710	171,710	6,868
		(うち重要な出資のエクスポージャー)			0			0
		上記以外	7,550,776	14,395,000	575,800	7,960,870	14,808,074	592,322
		(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部TLAC関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー)			0			0
		(うち農林中央金庫又は農業協同 組合連合会の対象資本調達手段 等に係るエクスポージャー)	4,587,396	11,468,492	458,740	4,577,548	11,443,871	457,755
		(うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー)	12,465	31,162	1,246	14,342	35,855	1,434
		(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に関するエク スポージャー)			0			0
		(うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエク スポージャー)			0			0
		(うち上記以外のエクスポージャー)	2,950,915	2,895,346	115,814	3,368,979	3,328,347	133,134

			令和5年度			令和6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)			エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・アセット 額 a	所要自己資 本額 b=a×4%	エクスポ ージャーの期末残 高	リスク・アセット 額 a	所要自己資 本額 b=a×4%
	証券化				0			0
		(うちSTC要件適用分)			0			0
		(うち非STC適用分)			0			0
	再証券化				0			0
	リスクウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー				0			0
		(うちルックスルー方式)			0			0
		(うちマンドート方式)			0			0
		(うち蓋然性方式250%)			0			0
		(うち蓋然性方式400%)			0			0
		(うちフォールバック方式)			0			0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されるものの額				0			0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置に よりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額(△)				0			0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計				0			0
	CVAリスク相当額÷8%							
	中央清算機関関連エクスポージャー							
信用リスク・アセットの額の合計額			51,196,503	23,385,400	935,416	51,424,267	22,942,132	917,685
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞			オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除した額 a		所要自己 資本額 b=a×4%
			1,652,973		66,119	1,613,861		64,554
所要自己資本額計			リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己 資本額 b=a×4%
			24,979,754		999,190	24,555,993		982,240

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

			令和5年度				令和6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
				うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	233,091	61,381	-	14,052	227,115	55,405	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	6,122	6,122	-	-	2,500	2,500	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	3,499,282	-	-	-	3,501,135	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	3,841,305	-	3,841,305	-	
	上記以外	39,865,805	1,466,216	-	47	36,131,245	1,398,543	-	-	
個人の	業種別残高計	4,689,546	4,669,695	-	-	4,623,924	4,609,276	-	15,263	
その他	2,901,482	-	-	3,353	3,097,041	-	-	619		
業種別残高計		51,195,330	6,203,414	-	17,452	51,424,265	6,065,724	3,841,305	15,882	
残存期間別	1年以下	38,457,733	207,396	-		34,710,202	158,872	-		
	1年超3年以下	251,741	251,741	-		208,350	208,350	-		
	3年超5年以下	284,728	284,728	-		1,062,877	264,839	798,037		
	5年超7年以下	254,941	254,941	-		720,039	238,343	481,695		
	7年超10年以下	384,954	384,954	-		1,585,054	300,355	1,284,698		
	10年超	4,756,496	4,756,496	-		6,106,050	4,829,177	1,276,872		
	期限の定めのないもの	6,804,734	63,156	-		7,031,693	65,784	-		
	残存期間別合計		51,195,330	6,203,414	-		51,424,265	6,065,724	3,841,305	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	529	3,248	—	529	3,248	3,248	4,266	—	3,248	4,266
個 別 貸 倒 引 当 金	1,804	21,188	—	1,804	21,188	21,188	15,267	—	21,188	15,267

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分			令和5年度						令和6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上 記 以 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	1,804	21,188	-	1,804	21,188	-	21,188	15,267	-	21,188	15,267	-		
業 種 別 計	1,804	21,188	-	1,804	21,188	-	21,188	15,267	-	21,188	15,267	-		

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位:千円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	255,375	255,375	-	4,030,583	4,030,583
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	3,585,182	3,585,182	-	3,362,807	3,362,807
	リスク・ウェイト 20%	-	38,406,522	38,406,522	-	34,741,537	34,741,537
	リスク・ウェイト 35%	-	434,287	434,287	-	398,596	398,596
	リスク・ウェイト 50%	-	16,748	16,748	-	15,827	15,827
	リスク・ウェイト 75%	-	188,156	188,156	-	188,087	188,087
	リスク・ウェイト 100%	-	3,552,286	3,552,286	-	3,919,488	3,919,488
	リスク・ウェイト 150%	-	24,694	24,694	-	-	-
	リスク・ウェイト 250%	-	4,599,861	4,599,861	-	4,591,890	4,591,890
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計		-	51,195,330	51,195,330	-	51,248,815	51,248,815

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位:千円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産 担保	保証	適格金融 資産担 保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	700	70,103	700	54,633
抵当権付住宅ローン	-	67,051	-	45,215
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	18,900	41,280	14,680	22,573
合計	19,600	178,436	15,380	122,422

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	3,664,011	3,664,011	3,664,011	3,664,011
合 計	3,664,011	3,664,011	3,664,011	3,664,011

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	65,536

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。
◇リスク管理の方針および手続の概要
・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
◇金利リスクの算定手法の概要
当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。
◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

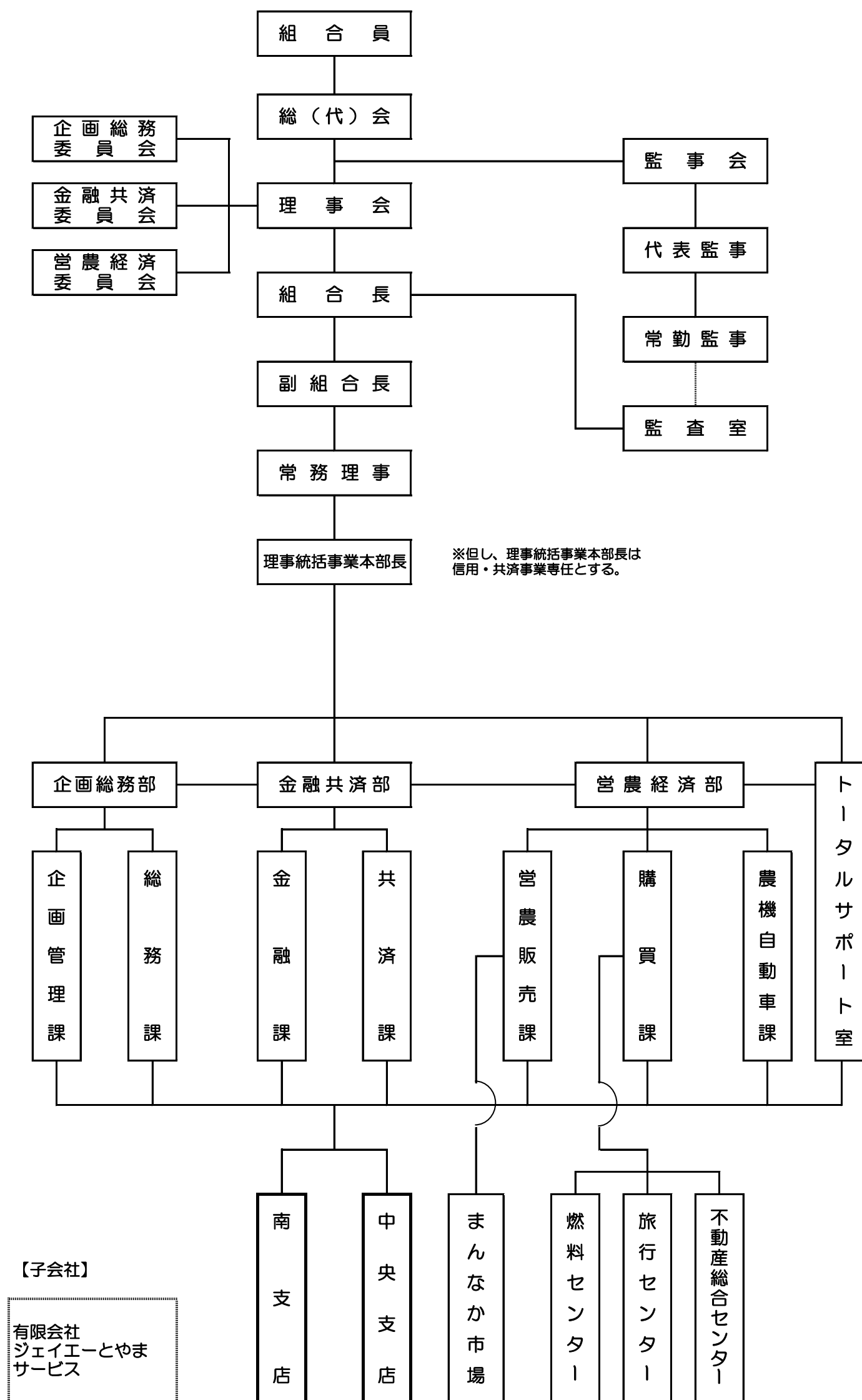
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	118	-	30	6
下方パラレルシフト	-	-	-	4
スティープ化	170	28		
フラット化	-	-		
短期金利上昇	-	-		
短期金利低下	72	-		
最大値	170	28	30	6
	当期末		前期末	
自己資本の額	4,930		4,928	

【 J A の概要 】

(6) 組織の構成
イ 組合の機構



2. 役員一覧

(令和7年5月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	高 野 諭	理 事	中 島 藤 代
常 務 理 事	村 井 剛	理 事	高 盛 厚 吉
常 務 理 事	北 野 洋 子	理 事	松 原 光 雄
理 事 統 括 事 業 本 部 長	中 野 雄 一 郎		
理 事	山 峯 正 明	代 表 監 事	中 川 隆
理 事	竹 島 克 朗	常 勤 監 事 (員 外)	平 井 隆
理 事	大 平 真 也	監 事	谷 尾 功

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和7年2月現在) 所在地 東京都港区

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	2,218	2,199	△ 19
個 人	2,211	2,192	△ 19
法 人	7	7	0
准 組 合 員	1,905	1,886	△ 19
個 人	1,814	1,795	△ 19
法 人	91	91	0
合 計	4,123	4,085	△ 38

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
年金受給者友の会	2,133名	畜産部会	5名
青壮年部	19名	酒米振興会	12名
農業者協議会	107名	採種部会	41名
野菜出荷協議会	47名	JA富山市直売会	219名
花き出荷組合	15名	JA富山市オーナー会	14名

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 地区一覧

富山市南部地域

7. 店舗等のご案内

(令和7年2月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本店	富山市吉岡466番地1	076-429-7555	-
南支店	富山市吉岡466番地1	076-428-1122	1台
中央支店	富山市堀川町210番地	076-425-2888	1台
機械センター	富山市吉岡465番地1	076-429-7922	-
不動産総合センター	富山市堀川町210番地	076-420-7188	-
まんなか市場	富山市堀川町212番地	076-425-7557	-
旅行センター	富山市吉岡467番地1	076-420-8111	-
燃料センター	富山市城村1番地	076-492-0380	1台
物流センター	富山市吉岡467番地1	076-428-0011	-

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	91
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	92
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	92
○ 事務所の名称及び所在地	93
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	23～29
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	68
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	68
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	68
・経常利益又は経常損失	68
・当期剰余金又は当期損失金	68
・出資金及び出資口数	68
・純資産額	68
・総資産額	68
・貯金等残高	68
・貸出金残高	68
・有価証券残高	68
・単体自己資本比率	68
・剰余金の配当の金額	68
・職員数	68
・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	68～79
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	69・79
◇ 主要な業務の状況を示す指標	69
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	69
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	69
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	69
・受取利息及び支払利息の増減	69
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	79
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	79
◇ 貯金に関する指標	70
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	70
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	70
◇ 貸出金等に関する指標	70
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	70
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	70
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	71
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	71
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	71
・主要な農業関係の貸出実績	72
・貯貸率の期末値及び期中平均値	79
◇ 有価証券に関する指標	74
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	74
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	74
・有価証券の種類別の平均残高	74
・貯証率の期末値及び期中平均残高	79

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則 204 条関係）

開示項目	ページ
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	9～10
○ 法令遵守の体制	12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7～8
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13～14
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）	36～37・63
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	73
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	73
・危険債権	73
・三月以上延滞債権	73
・貸出条件緩和債権	73
・正常債権	73
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の	73
○ 自己資本の充実の状況	80～89
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	74
○ 貸出金償却の額	74
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	67